2 公務災害(負傷)の認定基準について

◆公務上の負傷の認定基準

職務遂行中のアクシデント(激突、転倒、接触など)と「負傷」との因果関係については、外見上明らかな場合がほとんどなので、認定に当たっては、公務遂行性の有無の判断が主として問題になります。

公務上の負傷と認められるケースは、次のように分類されています。

①自己の職務を遂行中の負傷

- ・法令又は権限のある上司の命令により、割り当てられた職務に従事している場合
- ・地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合
- ・地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合

②職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

- ・業務待機中の行為(社会通念上妥当と認められる範囲のもの)
- ・生理的必要行為(用便、飲水のための構内通行行為など)
- 公務達成のための善意行為(公務遂行上の必要性が認められるもの)
- ・食事に行く行為(食事行為のため必要と認められる範囲の食堂などへの往復行為)

③職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務の始め又は終わりにおいて行う職務遂行に必要な更衣、機械器具の点検・整備・ 格納、作業環境の整備、清掃など

④ 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為

⑤防護行為中の負傷

非常災害時において、勤務場所又はその附属施設(公務運営上の必要により、入居 が義務付けられている宿舎を含む。)を防護する行為(消火活動など)

⑥出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中の用務、用務に付随する行為、旅行、宿泊施設内における通常の宿泊行為

ただし、次の場合を除く

- ・合理的経路又は合理的方法によらない順路にある場合
- ・恣意的行為を行っている場合
- ・出張期間が長期(おおむね1か月)にわたる場合において宿泊施設内にあるとき、又は宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき(→往復の途上の場合は、通勤災害の対象となる)

⑦特別な状況下における出勤途上の負傷(公務通勤)

任命権者の支配拘束下にあると認められる通勤など、特殊な事情の下にある次のような通勤(合理的な経路・方法によらない場合及び遅刻・早退の場合を除く。)

- 緊急用無のため出勤することを命じられた場合の出勤・退勤の途上
- ・午後10時から翌日の午前7時30分のまでの間に開始する勤務に就くことを命じ

られた場合の出勤の途上

- ・午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ・引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- 勤務を要しない日に特に勤務を命じられた場合の出勤・退勤の途上 など

⑧レクリエーション参加中の負傷

地方公務員法第 42 条の規定に基づき、任命権者が形式的にも実質的にも計画・実施したレクリエーション(基金本部補償課長通知に該当するものに限る。)

⑨設備の不完全・管理上の不注意などによる負傷

①~⑥のほか、勤務場所・附属施設の設備の不完全や管理上の不注意により生じた負傷(勤務開始前、勤務終了後、休憩時間中に構内で行動している場合の事故など)

⑩職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷(私的怨恨によるもの、職員に挑発行為があった場合などを除く。)

⑪その他の負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷 その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷